

事業を営んでいる皆さんへ

## 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産とは土地や家屋以外の事業用の資産で、1月1日現在で個人や法人が事業のために所有している構築物、機械、装置、工具、器具、備品などです。このような償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により申告が必要になりますので、1月31日(木)までに申告してください。

なお、償却資産の評価額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。

☎ 課税課家屋係 (☎内線2260、2337)



□ 償却資産の対象となるもの(業種別の例)



～ 共通 ～	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀などの構築物、受変電設備、機械設備など
理・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、貨物自動車、自動二輪車などは除きます。

※不動産貸付業には、アパートや駐車場の経営なども含まれます。

□ 申告が必要な方

- 1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 1月1日現在、市内で直接事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸付けている個人または法人

□ 申告期限 / 1月31日(木)

□ 申告方法

昨年まで申告している方は、1年間の資産の増減を申告してください。事業を始めた方、新たに申告される方は、1月1日現在所有している資産全部を申告してください。

昨年申告している方には12月中旬頃に申告用紙を郵送しますが、新たに申告される方や申告用紙が届かない方は、お手数でもご連絡ください。

### 家屋を取り壊した方へ

平成19年中に取り壊された家屋は、20年度から固定資産税の課税対象になりませんので、至急ご連絡ください。また、18年以前に家屋を取り壊して連絡していない方も同様にお願いします。

## ありがとうございました

たくさんの方からさまざまな寄付をいただきました。(平成19年4月～10月 敬称略、順不同)

- 土浦農業協同組合 新入児童通学用帽子1400個
- 岡野 富三男 絵画3点
- 池田 憲男 書籍721冊
- 土浦市遊技場組合 30万円
- (株)麗都商事 50万円
- 高岡・鹿島神社 煙火筒1基  
(市指定有形民俗文化財)
- 食楽 BAR TAKEO 1万850円
- 矢口 幸一 校歌碑1基(大岩田小)

- (社)土浦市医師会 車いす2台
- 東部ガス(株) 茨城南支社 車いす3台、ガスコンロ48台、ガスオープン5台
- (社)茨城県造園建設業協会 7万5545円
- (株)カスミ 22万8540円
- 水戸信用金庫 車いす1台  
みとしん経営研究会・  
重役青年会・資産活用研究会霞ヶ浦支部